

☆ いじめの認知

- 1 保護者からの相談・連絡
- 2 友人からの相談・連絡
- 3 本人からの相談 一人で抱え込まず、管理職・人権教育主任・学年担任に報告
- 4 校外からの連絡
- 5 教員による発見（学級内、休み時間、部活動中、生活日誌、その他）
- 6 学校生活アンケート、アセス等による認知

担任等による生徒・保護者への事実の確認 当日、遅くとも翌日までに
 いじめ問題対策委員会による緊急会議での判断 → **職朝で連絡**
 当該生徒の見守り体制の確認

重大事態に該当する

重大事態に該当しない

県教委に報告

いじめ問題対策検討委員会の緊急会議で対応について協議
 ※指導・支援を行う。 ※見守りをする

指導・支援を行う場合

- 1 被害生徒をまず「守る」ことの確認
- 2 教員の役割分担の確認
 （被害生徒へのケア、加害生徒への聴き取り、保護者対応、経過の記録等）
- 3 加害生徒に対する聴き取りとそのすりあわせ・確認、加害生徒の保護者への連絡
- 4 当面の指導・支援案の作成 **職朝又は職員会議で連絡**

被害生徒に対して

- 1 SCによるカウンセリング等の心のケア
- 2 保護者への経過連絡
- 3 本人・保護者の思いの確認
- 4 本人の居場所づくり
- 5 加害生徒・保護者からの謝罪
- 6 事後の観察・継続支援

加害生徒に対して

- 1 謹慎（別室登校も）を伴う指導
- 2 本人の生育・生活環境の確認
- 3 本人の反省状況の確認
- 4 本人の今後の在り方の自己確認
- 5 保護者の思いの確認
- 6 反省文、謝罪文（本人・保護者）
- 7 手紙、対面での謝罪
- 8 事後の継続指導・情報共有

学級での話し合い→生徒、学級の変容を仕掛ける
 必要なら、学年集会を行う。